

令和8年4月1日から

昭和村公民館は
昭和村コミュニティセンター
に変わります!

移行について

令和8年4月1日から昭和村公民館は昭和村コミュニティセンターに変わります。これまで公民館が行ってきた生涯学習事業は優先的に維持しつつ、これからのコミュニティセンターは地域づくり活動や地域交流など、地域の活動拠点として機能を加え施設利用の幅を広げていきます。

変更点について

	これまでの 「公民館」 (~R8.3.31)	これからは 「コミュニティセンター」 (R8.4.1~)
施設名称	昭和村公民館	昭和村コミュニティセンター
設置根拠	昭和村公民館条例	昭和村コミュニティセンターの 設置及び管理に関する条例
活動内容	(社会教育法に基づく) 生涯学習	生涯学習 +地域づくり活動、地域交流など
利用料金	施設料金 冷暖房代(ホールのみ)	施設料金変更なし 冷暖房代(ホール・会議室等) 営利目的時のみ、規定使用料の額に料 率を乗じた金額

可能になる利用内容

- ・地域貢献に関する講演や有料講座
- ・チケット代を徴収するコンサート
- ・地域づくりに係る販売、支援の場として提供
- ・フリーマーケットやコミュニティカフェの開設など



利用方法について

利用(予約)方法はこれまでの公民館と変わりません。来館・電話から申請できます。詳しくは昭和村HPをご覧ください。

昭和村をHPチェック→



お問い合わせ
昭和村教育委員会事務局
☎:0278-24-5120